

アメリカにおける 司法取引制度の実情調査報告

金沢弁護士会会員

高見 健次郎

Takami, Kenjirou

1 はじめに

ニューヨーク、ヤンキースタジアム6番ゲート。日弁連刑事弁護センター委員を中心とする調査団によるアメリカでの司法取引の調査はここに集合して始まった。

日程は、2015年10月26日から30日。調査先是、ニューヨーク・ブロンクス区にある公設事務所、裁判所、サンフランシスコにある公設事務所、裁判所等で、司法取引に携わる弁護士、裁判官、検察官、学者らから司法取引の実情を聴き取った。

2 司法取引の概要

アメリカ合衆国では、連邦及び各州ごとに犯罪が規定されているが、法定刑が長期1年を超える罪を重罪、長期1年以下の罪を軽罪というのが一般的である。さらに、軽罪より軽い部類に違法行為といわれるものがある。

一口に司法取引といっても、有罪答弁を前提とした自己負罪型のものと第三者の犯罪について情報を提供する情報提供型のものがあるといえる。

アメリカでは、刑事事件の90～97%は司法取引で終わる。そのほとんどは自己負罪型である。正確な数字は明らかではないものの、上記の数字のうち情報提供型は5%程度ともいわれる。

情報提供型の司法取引は、州の事件ではほとんど行われていない。連邦の事件で行われることがあるが、数としては決して多いとはいえないようだ。

情報提供型の司法取引が行われる犯罪類型としては、薬物事犯、組織犯罪、テロ事犯などがある。

3 自己負罪型の司法取引

(1) 自己負罪型の司法取引は、一言でいうと司法制度の効率化にその目的、機能がある。全ての事件を本来あるべき姿である判決手続で処理

しようとすれば、人員、設備、時間の関係で司法のシステムが崩壊する。司法取引にはそれを防ぐ機能がある。

近時、司法取引を原則として、本来の判決手続を選択するとあたかも裁判税を課すがごとく重く処罰する実態を問題視する向きもあるが、良い裁判官の職責は全ての当事者が納得する形で事件を終わらせることにあり、それが正義だとすら述べる裁判官もいる。

(2) 司法取引は、裁判所や検察官にとっては裁判の負担を削減することができるし、被告人・弁護人にとっても重い判決を回避して迅速に軽い範囲で量刑をコントロールすることができるというメリットがある。

しかし、常にえん罪の危険がつきまとつ。裁判官、検察官、弁護人のいずれに尋ねても、その危険を否定しない。現に、DNA鑑定により、多数のえん罪が証明されている。陪審制度との関係や厳罰を回避するために、やっていいけれども取引に応じるというケースは多いだろうとの声もあった。

その点について、アメリカでは被告人は有罪答弁をする権利があるので、弁護人によってリスクが伝えられ、選択肢が提供されたならば、司法取引を選択するのは被告人の自己責任であると弁護士が語ったことは衝撃的であった。

(3) ブロンクス公設事務所で司法取引における交渉技術の話があった。

弁護人は、交渉技術を備えることが重要で、意識的に司法取引にアプローチしなければならない。被告人に最善義務を果たすことを前提として、交渉すべき事項や目的を意識し、客観的な判断の下、被告人と検察官の共通のゴールを目指す必要がある。事務所に所属する調査員やソーシャルワーカーの活躍も欠かせない。

なお、いつ判決手続に移行してもよいという心構えを持つ必要があり、それとの関係で検察官に与える情報の選択を考慮しなければならぬ

い。

(4) 自己負罪型の司法取引では、被告人は、裁判官による犯罪事実の確認と権利放棄の手続を経て、判決で言い渡されるであろう刑より30～40%程度の減輕を得ることができる。

軽罪や違法行為では、逮捕されてから24時間以内に公開法廷で行われるアレイメント（罪状認否）で、数分のうちに多数の司法取引が行われている。

4 他人の犯罪事実に関する取引（情報提供型）

(1) 日本の改正刑訴法案に盛り込まれている取引である。

アメリカで情報提供型の取引は被疑者・被告人にとって魅力的である。連邦の事件では量刑の範囲は量刑ガイドラインで示されているが、唯一情報提供型の取引ではこの範囲を超えて減輕することが認められており、終身刑が見込まれる事件が3年の刑で終わるなど、自己負罪型とは比べものにならないほど減輕されることもあるからだ。

その分、情報提供者が虚偽の供述をするインセンティブは高い。提供される情報の信用性について、慎重に判断しなければならないと捉えるのが、法曹三者の共通した認識である。

(2) 刑務所や留置場に捕らわれている者から情報提供したいとの申出がされることは驚くほど多い。

そのような申出をされた弁護人は、まずその情報が検察官にとって有効かどうかを判断する。サンフランシスコのジェフリー・ハンセン弁護士によれば、その時点で、その情報は役に立たないからあきらめなさいと被告人をなだめるのが大半だという。

クオリティの高い情報となると、被告人・弁護人、その被告人の事件を担当する検察官、情報提供の対象とされた事件（標的事件）を担当する検察官らで聴き取りや協議が行われ、さらに多数の検察官による組織で検討される。最終的に取引が成立する場合には合意書が交わされる。スタンフォード・ロースクールのジョージ・フィッシャー教授によれば、合意書には、

被告人（情報提供者）が真実を述べるといった程度のことが記載されるようである。なお、ニューヨークで連邦の事件に携わる弁護士によると、情報提供があったことは検察官から裁判官に書簡で通知される。

これらの交渉は、基本的には秘密裏に行われる。被告人の身に及ぶ危険が高く、また、当事者全てが公開されることを望まないからだ。

(3) 弁護人は、必ずしも検察官が取引に応じる保証はないため、慎重な対応を必要とするし、この手の取引には検察官と弁護人の高い信頼関係が求められるともいわれた。

検察官には、高い倫理性が要求され、与えられた情報に頼るあまり検察官が情報収集を怠る危険があるのではないかという弁護人の問題意識はあるものの、サンフランシスコ州検事にいわせれば、しっかりした裏付け捜査を行い、提供された情報が真実であるかを吟味し、少なくとも当該情報だけを証拠として訴訟を遂行することはないとのことであった。また、合意に至る協議の過程はほとんど全過程を録音しているそうだ。

なお、検察官は、弁護人を経ないで直接被告人に取引を持ち掛けることはできない。

(4) 標的事件の弁護人としては、取引の場に立ち会うことはできないが、検察官との取引があった証人の証言を反対尋問で弾劾することになる。やり方は、法廷技術研修（ニータ型）で教わるとおり。

陪審員には情報提供型の司法取引をした証人の証言は基本的に信用できないと考える習慣があるようである。

5 最後に

情報提供型の取引が日本で導入されることについて、真に悪い人が処罰され、依頼者の利益になるのであれば導入されて問題ないのではないかという意見、標的事件の弁護人にとっては可視化が望まれるという意見、情報提供者が真実を述べているということを確認するプロセスとそのためのシステムの導入が重要であるといった意見などが聞かれた。